

岩手県教育委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 8 号

岩手県教育委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

岩手県教育委員会の委員の定数に関する条例（平成11年岩手県条例第75号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
岩手県教育委員会の委員の定数は、 <u>6</u> 人とする。	岩手県教育委員会の委員の定数は、 <u>5</u> 人とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合における委員の定数は、なお従前の例による。